

報 告 事 項 3

教育委員の日額報酬支給に関する基準の一部見直しについて

平成25年 4月19日

平成25年4月19日

教育委員の日額報酬支給に関する基準

委員としての職務であることが明確であり、府民への説明責任を果たせるものを支給対象とし、次のとおりとする。

日額報酬の対象業務

- 教育委員会事務局職員が活動を確認できるもの
 - ・ 教育委員会会議（定例、臨時）
 - ・ 大阪府議会（本会議、委員会）への出席
 - ・ 学校及び教育機関等視察
 - ・ 行事（式典、会議等）出席
 - ・ 協議会、研修会等への出席
 - ・ 教育課題レク、報告及び打ち合わせ（場所は問わない。）
 - ・ 選考試験の面接員
 - ・ その他委員としての活動で、勤務実績報告書等により活動内容等の報告があったもので、教育長が職務と確認したもの（事前に教育長へ連絡し、事前承認を得る事を妨げない。）。

○ 費用弁償について

一月の勤務日数が8日を超えた場合であっても費用弁償は実際に要したものを支給する。

例えば、一月に10日登庁した場合の交通費は10日分の実費を支給する。

教 育 長

平成 年 月 日

勤 務 実 績 報 告 書

委 員 名	
-------	--

勤 務 日 時	平成	年	月	日	曜 日	時	分
						時	分
	(休憩時間)		時	分		時	分
勤 務 場 所							

勤 務 内 容	提 出 書 類
<input type="checkbox"/> 会合、打ち合わせ <input type="checkbox"/> 視察 <input type="checkbox"/> その他 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 40px; margin-top: 10px;"></div>	<input type="checkbox"/> 主催者からの出席依頼 <input type="checkbox"/> 報告書 <input type="checkbox"/> その他 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 40px; margin-top: 10px;"></div>

勤 務 の 具 体 的 内 容